

**愛媛県立中央病院整備運営事業  
入札説明書（改訂版）**

平成 20 年 1 月

愛媛県

—目 次—

第 1 入札説明書の位置づけ.....	1
第 2 事業概要.....	2
1 事業名.....	2
2 事業の対象となる公共施設等の種類.....	2
3 公共施設等の管理者等.....	2
4 事業の目的.....	2
5 施設等の概要.....	2
6 事業方式.....	4
7 事業内容.....	4
8 提供されるサービスに対する対価の支払い.....	6
9 事業期間.....	6
10 想定される整備等の工程.....	6
11 関係法令等の遵守.....	6
12 地域経済の振興.....	7
第 3 事業者の選定.....	7
1 事業者選定方法.....	7
2 競争参加要件.....	7
3 事業者選定のスケジュール等.....	11
4 応募に際しての留意事項.....	25
5 審査及び選定に関する事項.....	26
第 4 本事業における契約の基本的な考え方.....	26
1 事業契約に関する基本的な考え方.....	26
2 契約保証金.....	27
3 金融機関との直接協定の締結.....	27
第 5 本事業に関する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援.....	27
1 法制上及び税制上の措置.....	27
2 財政上及び金融上の支援.....	28
3 その他の支援.....	28
第 6 その他本事業の実施に関する事項.....	29
1 落札者に対する「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱」及び「愛媛県製造の請負等に に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」の適用.....	29
2 県の競争入札参加資格に関する問い合わせ先.....	29
3 応募者を構成する法人の名称の公表.....	29
4 本事業に係る情報の提供方法.....	29
5 本事業の入札に関する苦情の申立て.....	29
6 本事業の事務局及び問い合わせ先.....	29
別紙 1（第 2. 5（1）関係）.....	30
別紙 2（第 2. 10 関係）.....	31
別紙 3（第 3. 3（9）関係）.....	33

## 第 1 入札説明書の位置づけ

この入札説明書は、愛媛県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、平成 19 年 8 月 31 日に特定事業として選定した「愛媛県立中央病院整備運営事業」を実施する特別目的会社（以下「S P C」という。）設立の母体となる事業者を募集し、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により選定するために交付するものである。

また、この入札説明書は、平成 6 年 4 月 15 日マラケシュにおいて作成された政府調達に関する協定、愛媛県公営企業会計規程（昭和 46 年公営企業管理規程第 9 号）、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年愛媛県規則第 69 号）及び本入札に係る公告（平成 19 年 9 月 28 日付け愛媛県報第 1900 号）において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書は、以下により構成される。

- 1 入札説明書
- 2 入札説明書別添資料
  - (1) 別添資料 1 要求水準書
  - (2) 別添資料 2 落札者決定基準
  - (3) 別添資料 3 様式集
  - (4) 別添資料 4 基本協定書（案）
  - (5) 別添資料 5 事業契約書（案）
  - (6) 別添資料 6 参考資料

入札説明書に添付する別添資料は、入札説明書と一体のものである（以下、入札説明書及び入札説明書別添資料並びにそれに係る質問回答書を総称して「入札説明書等」という。）。入札説明書等のうち、上記 2（6）の書類を除くすべての資料は、応募者が提案書類を作成する上での前提となる。

本事業の基本的な考え方は、平成 19 年 8 月 2 日に公表した実施方針（平成 19 年 8 月）と同様であるが、本事業の提示条件等については、実施方針等に関する質問回答書及び意見招請の結果を反映し、若干の変更・修正を加えているため、応募者は入札説明書等の内容を踏まえた上で入札に参加するよう留意されたい。なお、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答書は入札説明書等の参考資料として位置づけられるものである。

## 第2 事業概要

### 1 事業名

愛媛県立中央病院整備運営事業

### 2 事業の対象となる公共施設等の種類

病院施設及びその附帯施設（以下「病院施設等」という。）

### 3 公共施設等の管理者等

愛媛県知事 加戸 守行（契約担当者は愛媛県公営企業管理者 和氣 政次）

### 4 事業の目的

愛媛県立中央病院は、築後 32 年を経過し、構造的な老朽化に加え、その後の診療機能の拡大や患者数の増加のほか、県立病院に求められる機能の高度化等により、機能的にも一部限界に達している。

本事業は、P F I 法に基づき実施することで、事業者の資金調達及び経営、技術的ノウハウを活用した既存施設の解体や病院施設等の設計、改修・新設及び医療機器等の調達並びに維持管理・運営を実施し、より質の高い病院サービスを効率的、効果的かつ安定的に提供することを目的とする。

### 5 施設等の概要

#### (1) 事業実施場所（別紙 1）

##### ア 建設計画地

愛媛県松山市春日町 83 番地外

##### イ 計画敷地面積

約 35,000 m<sup>2</sup>

※ただし、建蔽率・容積率を算出する際の基準となる面積は 33,468.96 m<sup>2</sup>とする。

##### ウ 地域地区等

###### (ア) 用途地域

近隣商業地域（建蔽率 80%、容積率 300%）

第一種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）

###### (イ) 防火地域

準防火地域（近隣商業地域、第一種住居地域）

###### (ウ) 前面道路

西側：市道千舟町古川線

北側：市道東西 49 号線

東側：市道雄郡 57 号線外

南側：市道雄郡 138 号線外

## (2) 整備予定の機能等

### ア 機能及び規模

#### (ア) 病床数

823 床（一般病床 820 床、感染症病床第二種 3 床）

#### (イ) 診療科数

24 診療科（医療法上の標榜診療科）

内科、小児科、皮膚科、産婦人科、耳鼻いんこう科、放射線科、形成外科、神経科、消化器科、アレルギー科、呼吸器外科、小児外科、呼吸器科、外科、泌尿器科、眼科、歯科、整形外科、精神科、麻酔科、循環器科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科

### イ 新病院の特徴

#### (ア) ユニット制の採用

臓器・疾病群別に適切に対応し、高度専門医療を効率的・効果的に提供していくため、複数の診療科間のチーム医療体制を充実させるために、ユニット制を採用する。

#### (イ) 機能の集約

患者動線、職員の効率的な業務実施を可能とするため、救命救急センター機能及び総合周産期母子医療センター機能を新設する 1 号館に集約する。

#### (ウ) ICU・手術部門の充実

ICU、救命 ICU を中央手術部門等と同一フロアに近接して設置するとともに、デイスージャリー（日帰り手術）の体制を整備する。

#### (エ) アメニティの充実

個室の増室、4 床室における個室的多床室の採用、清潔・不潔を区分したエレベータの増設など、アメニティの充実を図る。

#### (オ) 災害基幹拠点病院としての充実

免震構造等の採用、ライフラインの確保、備蓄の充実、災害時における患者受け入れ機能の充実、屋上ヘリポートの整備など、災害基幹拠点病院としての機能の充実を図る。

#### (カ) 地域医療水準の向上等

医療関係者の教育と研修による地域の医療水準の向上、県立病院全体のセンター機能の推進など、基幹病院としての機能の充実を図る。

#### (キ) 将来への準備

主要機器室の増設スペース、主要配管ルートの予備配管スペースの確保、将来の建替えスペースを考慮した建物配置など、将来の医療の変化への対応を可能とする。

### ウ 建替え対象となる現施設

本院、救命救急センター棟、東洋医学研究所、敷地内医師公舎、心と体の健康センター（旧健康増進センター）、立体駐車場（任意）

※立体駐車場については解体し建替えることを想定しているが、10に示す工程及び別途希望者に配布済みの既存図面等を勘案した上で、事業者の提案により、既存施設を活用することも認める。

※周産期センター棟については、周産期機能を1号館に移設し、同センター棟は管理部門等として活用することとして、必要な改修を実施する。

#### エ 建替え期間中における診療機能

県民医療の確保のため、入院・外来診療機能を維持しつつ、建替えを実施する。

#### オ 建築概要

施設名	概要	工事種別
1号館	823床 外来、病棟、救命救急、周産期、リハビリテーション、人工透析、東洋医学等から構成	新設
2号館 (現救命救急センター棟)	—	解体
3号館 (現周産期センター棟)	管理部門等	改修
4号館 <sup>※1</sup> (PET-CTセンター・職員宿舎)	PET-CTセンター・職員宿舎(単身用医師公舎、看護師宿舎)	新設 (整備済)
医師公舎 <sup>※2</sup>	医師公舎、院内保育所	新設
立体駐車場(1)、(2) <sup>※3</sup>	600台以上(駐車場(1)、(2)の合計) 総駐車台数800台以上(敷地内平置駐車場を含む)	新設

※1 工事種別に記載のとおり、4号館自体の整備は本事業の対象外であるが、9に示す維持管理・運営期間においては、PFIの事業範囲とする。なお、本事業の整備に伴い生じる4号館に対する附帯工事(受変電盤の改修等)は、本事業の範囲内とする。詳細は、施設整備業務に関する要求水準書を参照のこと。

※2 9に示す維持管理・運営期間中における院内保育所の運営業務は、本事業の対象外とする。

※3 既存の立体駐車場を活用する場合には、立体駐車場(1)、(2)を新設するか否かは事業者の提案によるものとするが、その場合にも維持管理・運営期間において総駐車台数800台以上は必要である。

## 6 事業方式

事業者がPFI法に基づき資金の一部を自ら調達して解体を要する施設を解体し、施設を設計・新設するとともに医療機器等を調達し、その施設等の所有権を県に移管した後、維持管理・運営期間中にわたる運営業務等を遂行し、対象施設において県の求めるサービスを提供するBTO方式(Build, Transfer, Operate)及び改修施設については、施設を設計・改修した後、運営業務等を遂行し、対象施設において県の求めるサービスを提供するRO方式(Rehabilitate, Operate)により実施する。

## 7 事業内容

入札説明書等に定める手続によって選定され、県と事業契約を締結した事業者は、PFI法に基づき、以下の業務を遂行する。

**(1) 統括マネジメント業務**

ア 下記(2)から(5)までに掲げる個別業務のマネジメント業務(開院準備支援業務を含む。)

イ 病院経営支援業務

**(2) 病院施設等の整備業務**

ア 施設整備に係る事前調査及びその関連業務

イ 施設の設計及びその関連業務(許認可手続等)

ウ 解体を要する既存施設の解体業務

エ 施設の建築工事、土木工事及びそれらの関連業務

オ 周辺影響調査及びその対策業務

カ 電波障害調査及びその対策業務

キ 施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務

ク 工事監理業務

ケ アからクまでの業務に伴う各種申請業務

※ 整備業務に伴う機器等の移行・引越し業務は本事業の範囲外。

**(3) 調達関連業務**

ア 医療機器等(給食用機器を含み、初期調達分に限る。)

イ 診療材料及び準備品・消耗品

ウ 医薬品

エ 一般備品(初期調達分に限る。)

**(4) 運営業務**

ア 診療技術支援業務

(ア) 食事の提供業務

(イ) 医療機器の管理・保守点検業務

(ウ) 医療補助業務

イ 物流管理関連業務

(ア) 物品管理業務(ベッドステーション業務を含む。)

(イ) 滅菌消毒業務

(ウ) 洗濯業務

ウ 情報管理関連業務

(ア) 診療情報管理業務

(イ) 医療事務業務(電話交換業務を含む。)

エ 施設維持管理業務

(ア) 清掃業務(植栽管理業務を含む。)

(イ) 施設メンテナンス業務(駐車場管理業務及び医療用ガスの供給設備保守点検業務を含む。)

(ウ) 警備業務

**(5) 利便施設運営業務(売店・レストラン・理美容店等)**

## 8 提供されるサービスに対する対価の支払い

県は、事業契約に従い、提供されるサービスに対し、事業期間にわたりその対価を支払う。詳細は、入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」別紙12に示す。

## 9 事業期間

事業期間は解体及び設計、改修・新設並びに医療機器等の初期調達期間のほか、維持管理・運営期間は1号館の供用開始予定である平成25年6月から平成45年3月31日までとする。

## 10 想定される整備等の工程

各施設の整備、供用の工程は現時点では以下のとおりを想定している。なお、1号館の供用開始時期（平成25年6月）及び全施設の供用開始時期（平成26年12月）を遵守する限りにおいて、工程の詳細は事業者の提案によるものとする。建替え手順のイメージについては、別紙2を参照のこと。

工事種別	施設名称	工事期間（予定）	供用開始（予定）
解体	医師公舎	平成21年1月～平成21年3月	—
新設	仮設プレハブ研修棟	平成21年4月	平成21年5月
解体	心と体の健康センター（旧健康増進センター）	平成21年5月～平成21年7月	—
新設	前面道路工事（右折レーン設置）※1	平成21年8月～平成21年12月	—
新設	立体駐車場(1) ※2	平成22年1月～平成22年4月	平成22年5月
改修	東洋医学・本院玄関廻り、2号館玄関廻り	平成22年2月～平成22年5月	平成22年6月
解体	立体駐車場	平成22年5月～平成22年7月	—
新設	1号館	平成22年8月～平成25年5月 （機器の搬入等を含む）	平成25年6月
解体	2号館	平成25年7月～平成25年12月	—
改修	3号館		平成26年1月
新設	1-3号館連絡通路及び2号館跡地整備		
解体	仮設プレハブ研修棟	平成25年9月	—
新設	医師公舎	平成25年10月～平成26年6月	平成26年7月
解体	本院（地上部） 東洋医学研究所 カルテ庫	平成26年1月～平成26年6月	—
新設	立体駐車場(2)、本院地下埋め戻し及び平置駐車場、外構工事	平成26年7月～平成26年11月	平成26年12月

※1 前面道路工事（右折レーン設置）は、PFI事業範囲には含まないものとする。

※2 立体駐車場(1)に関して、1号館の供用開始まで（平成22年5月～平成25年5月を想定）の期間における管理運営は、PFI事業範囲には含まないものとする。

## 11 関係法令等の遵守

SPCは、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守するものとする。

## 1 2 地域経済の振興

本事業は、施設整備から調達関連業務、運營業務など様々なサービスの提供に伴い、雇用機会の創出や新たな事業機会が発生することから、事業者においては、地元企業の育成や地域経済の振興に配慮することが期待される。

## 第3 事業者の選定

### 1 事業者選定方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札によるものとする。

本事業の入札手続は、次のとおり、(1)一般競争入札参加要件確認(応募者等の参加要件確認)、(2)総合評価(提案内容等の審査)の2段階により、実施する。

#### (1) 一般競争入札参加要件確認(応募者等の参加要件確認)

一般競争入札参加要件の確認として、2(1)ウに規定する応募者等が、2(3)に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。

#### (2) 総合評価(提案内容等の審査)

(1)により一般競争入札参加要件を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービス対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面によるほか、ヒアリングを通じて行う予定である。

### 2 競争参加要件

#### (1) 応募者

本事業の入札に参加する要件を有する者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた法人又は法人のグループ(以下「応募者」という。)とする。ここでいう応募者とは、代表企業のほか、SPCへ出資する企業により構成されるものとする。なお、SPCへの出資は、代表企業以外には、下記イ及びウに示すマネジメント・サポート企業及び設計・施工協力企業のみが行うことができ、それ以外の協力企業は原則として出資できないものとする。

##### ア 代表企業

応募に当たっての代表企業で、第2.7(1)に示す統括マネジメント業務を主導的に行う(SPCを設立し、事業期間にわたり当該SPCが統括マネジメント業務を確実に履行していくために必要な組織体制・人材・資金等を確保・機能させ続ける役割を主導的に担う)企業。

##### イ マネジメント・サポート企業

事業者が統括マネジメント業務を行うに当たって当該事業者のみでは提供し得ない機能を「マネジメント・サポート業務」という形で提供する企業。

※マネジメント・サポート企業を設けるか否かは応募者の任意とする。

#### ウ 協力企業

事業者が本事業を遂行するに当たって、必要な機能（統括マネジメント業務を除く）を当該事業者提供する企業であり、SPCから直接個別業務を受託する企業。

なお、当該協力企業は、設計業務、工事業務及び工事監理業務の実施を担う設計・施工協力企業と、その他の協力企業により構成されるものとする。応募者とSPCに出資を行わないマネジメント・サポート企業及び設計・施工協力企業を合わせて「応募者等」という。

### (2) 入札参加要件確認企業

入札参加要件確認の対象となる企業は、前述のとおり、下記の応募者等とし、以下、各企業を「応募者等を構成する法人」という。

- 代表企業
- マネジメント・サポート企業（SPCへの出資の有無は問わない）
- 設計・施工協力企業（SPCへの出資の有無は問わない）

### (3) 参加要件

#### ア 共通事項

応募者等を構成する法人は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て及び同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条第1項又は第133条の規定による破産申立てがなされていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て及び同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て及び平成12年3月31日以前に同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされていない者であること。
- 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第107条の規定によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理の開始を命ぜられていない者であること。
- 製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及びこれに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。）を行おうとする者にあつては、一般競争入札参加要件確認のための申請書類（以下「一般競争入札参加要件確認申

請書」という。)の提出期間の最終日(以下「一般競争入札参加要件確認基準日」という。)において、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成8年2月愛媛県告示第192号)第2条に規定する平成18年度及び平成19年度における競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

#### イ 個別事項

応募者等はそれぞれ次に掲げる要件を満たすこと。なお、設計業務、工事業務、工事監理業務及びマネジメント・サポート業務をそれぞれ複数の者で実施する場合には、すべての者が該当する要件を満たす必要がある。

##### (ア) 代表企業

- 代表企業は、統括マネジメント業務を主導的に行うほか、他の個別業務を実施することができること。
- 代表企業が設計業務、工事業務、工事監理業務以外の個別業務を実施する場合であっても、SPCに出資を行うこと。
- 代表企業は、設計業務、工事業務、工事監理業務を実施する場合には、(ウ)に示す設計・施工協力企業と同等の資格を有するものとするが、工事業務と工事監理業務を兼ねて行わないこと。
- 統括マネジメント業務を主導的に行うために必要な能力を有していること。
- 統括マネジメント業務は、アに示す「役務の提供」に該当することから、当該業務を主導して行う代表企業においては、「製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約(建設工事及びこれに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。)を行おうとする者」に必要な要件を満たすこと。

##### (イ) マネジメント・サポート企業

- マネジメント・サポート業務以外の業務を行うことは、原則としてできないものとする。

##### (ウ) 設計・施工協力企業

###### a 設計業務を実施する者

- 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成19年度及び平成20年度の愛媛県発注工事に関する調査、測量及び設計の業務の請負に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成4年4月1日以降に設計が完了した次に掲げる建物の設計業務をいずれも主契約者(共同企業体案件の場合には当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するもの。以下同じ。)として受注した実績を有していること。
  - ・ 一般病床500床以上の病院建物
  - ・ 免震構造の建物(病院建物に限らない。)

b 工事業務を実施する者

- 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が次に掲げる点以上であること。
  - ・ 建築一式工事 1,200点
  - ・ 電気工事 1,000点
  - ・ 管工事 1,000点なお、複数の工事を同一の者が実施することは差し支えない。
- 一般競争入札参加要件確認基準日において、愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)第2条に規定する平成19年度及び平成20年度における等級別格付けを受けていること。
- 工事業務のうち、建築一式工事を実施する者にあつては、一般競争入札参加要件確認基準日において、平成4年4月1日以降に完成した次に掲げる建物に係る建築一式工事の施工をいずれも主契約者として受注した実績を有していること。
  - ・ 一般病床500床以上の病院建物
  - ・ 免震構造の建物(病院建物に限らない。)
- 工事業務のうち、電気工事及び管工事を実施する者にあつては、それぞれ、一般競争入札参加要件確認基準日において、平成4年4月1日以降に完成した一般病床500床以上の病院建物に係る電気工事又は管工事の施工を主契約者又は一次下請負人として受注した実績を有していること。
- 本事業における工事監理業務を実施する者でないこと。

c 工事監理業務を実施する者

- 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成19年度及び平成20年度の愛媛県発注工事に関する調査、測量及び設計の業務の請負に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成4年4月1日以降に完成した次に掲げる建物の工事監理業務をいずれも主契約者として受注した実績を有していること。
  - ・ 一般病床500床以上の病院建物
  - ・ 免震構造の建物(病院建物に限らない。)
- 本事業における工事業務を実施する者でないこと。

(4) 応募者等を構成する法人の変更

一般競争入札参加要件確認申請書を提出してから事業契約の締結に至るまでの間、応募者等を構成する法人の変更は認めない。ただし、特別の事情がありやむを得ないと県が認めた場合は、この限りでない。

**(5) 応募者等の構成に関する規定**

- ア 応募者等を構成する法人は、他の応募者等を構成することはできない。
- イ 応募者等を構成する法人と、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社若しくは子会社又は同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）の関係にある法人は、それぞれ他の応募者等を構成することはできない。
- ウ 本事業に係る県のアドバイザーである法人若しくはその関係会社又は 5（2）に規定する審査委員会委員が属する法人若しくはその関係会社は、それぞれ応募者等を構成することはできない。

**(6) 本事業に係るアドバイザー**

県は、以下の者を本事業に係るアドバイザーとする。

- アイテック株式会社
- パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 株式会社梓設計
- 西村あさひ法律事務所

**(7) 一般競争入札参加要件確認基準日**

一般競争入札参加要件確認基準日は、平成 19 年 11 月 26 日（月）とする。

**(8) 参加要件の喪失**

応募者等を構成する法人が、(3) に示す参加要件について、一般競争入札参加要件確認基準日から県が落札者を決定した日までの間（以下「参加要件確認期間」という。）において、当該要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者の一般競争入札参加要件を取り消すものとする。ここで、(3) アに記載の「一般競争入札参加要件確認基準日」は「参加要件確認期間」と読替えることとする。

ただし、上記に該当する法人が代表企業以外の法人であり、かつ残存法人において協力企業等の補充を行う等、必要な措置を講じた上で、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと県が認める限りにおいて、当該応募者の一般競争入札参加要件は引続き有効とする。

なお、協力企業等を補充した場合、当該法人は参加要件を満足するか否かについて、県の確認を得る必要がある。

**3 事業者選定のスケジュール等**

**(1) 事業者選定のスケジュール**

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール（一部は予定）	P F I 事業プロセス
平成 18 年 5 月 26 日（金）	実施方針等の公表
平成 18 年 6 月 8 日（木）	実施方針等に関する説明会
平成 18 年 6 月 12 日（月） ～ 6 月 23 日（金）	実施方針等に関する質問・意見の受付
平成 18 年 7 月 21 日（金）	実施方針等に関する質問に対する回答の公表
平成 18 年 12 月 18 日（月）	実施方針（修正版）等の公表
平成 18 年 12 月 25 日（月）	実施方針（修正版）等に関する説明会
平成 19 年 1 月 4 日（木） ～ 1 月 19 日（金）	実施方針（修正版）等に関する質問・意見の受付
平成 19 年 3 月 30 日（金）	実施方針（修正版）等に関する質問に対する回答の公表
平成 19 年 8 月 2 日（木）	実施方針（平成19年8月）及び諸室リストの公表
平成 19 年 8 月 3 日（金） ～ 8 月 24 日（金）	参考図・ステップ図等及び既存施設の図面等の提供申込受付
平成 19 年 8 月 6 日（月） ～ 8 月 17 日（金）	実施方針（平成19年8月）等に関する質問・意見の受付
平成 19 年 8 月 6 日（月） ～ 8 月 31 日（金）	参考図・ステップ図等の提供
平成 19 年 8 月 17 日（金） ～ 9 月 14 日（金）	既存施設の図面等の提供
平成 19 年 8 月 24 日（金）	事業契約書（案）等の公表
平成 19 年 8 月 29 日（水） ～ 9 月 3 日（月）	事業契約書（案）等の質問・意見の受付
平成 19 年 8 月 31 日（金）	特定事業の選定の公表
平成 19 年 9 月 7 日（金）	病院施設見学会の実施
平成 19 年 9 月 28 日（金）	入札公告 事業契約書（案）等に関する質問に対する回答の公表
平成 19 年 10 月 5 日（金）	入札説明書等に関する説明会
平成 19 年 10 月 5 日（金） ～ 10 月 19 日（金）	入札説明書等に関する質問等（第 1 回）の受付期間
平成 19 年 11 月 22 日（木）	入札説明書等に関する質問等への回答（第 1 回）の公表
平成 19 年 11 月 22 日（木） ～ 11 月 26 日（月）	参加要件確認書類及び対話（第 1 回）参加申請書等の受付期間、個別現場説明会及び対話に関する実施要領等の交付
平成 19 年 11 月 27 日（火）	個別現場説明会及び対話（第 1 回）の開催日時の通知
平成 19 年 12 月 6 日（木）	参加要件確認結果の通知
平成 19 年 12 月 10 日（月） ～ 12 月 14 日（金）	個別現場説明会の実施予定期間
平成 20 年 1 月 15 日（火） ～ 1 月 18 日（金）	対話（第 1 回）の実施予定期間

スケジュール（一部は予定）	P F I 事業プロセス
平成 20 年 2 月 4 日（月） ～ 2 月 8 日（金）	入札説明書等に関する質問等（第 2 回）の受付期間
平成 20 年 2 月 12 日（火） ～ 2 月 14 日（木）	対話（第 2 回）参加申請書の受付期間
平成 20 年 2 月 15 日（金）	対話（第 2 回）の開催日時の通知
平成 20 年 3 月 3 日（月） ～ 3 月 7 日（金）	対話（第 2 回）の実施予定期間
平成 20 年 3 月 28 日（金）	入札説明書等に関する質問等への回答（第 2 回）の通知
平成 20 年 4 月 7 日（月） ～ 4 月 9 日（水）	対話（第 3 回）参加申請書の受付期間
平成 20 年 4 月 10 日（木）	対話（第 3 回）の開催日時の通知
平成 20 年 4 月 21 日（月） ～ 4 月 25 日（金）	対話（第 3 回）の実施予定期間
平成 20 年 5 月 7 日（水） ～ 5 月 9 日（金）	入札説明書等に関する質問等（第 3 回）の受付期間
平成 20 年 5 月 30 日（金）	入札説明書等に関する質問等への回答（第 3 回）の通知
平成 20 年 6 月 23 日（月） ～ 6 月 30 日（月）	入札提出書類の受付期間
平成 20 年 6 月 30 日（月）	開札日
平成 20 年 8 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 20 年 8 月下旬～ 9 月上旬	基本協定の締結
平成 20 年 12 月末まで	事業契約の締結
事業契約締結後	設計、解体、建設、改修工事後、順次供用開始 (詳細前述)
平成 25 年 6 月	1 号館供用開始予定日
平成 26 年 12 月	全体供用開始予定日
平成 45 年 3 月	事業終了

## (2) 入札説明書の交付

入札説明書を以下のとおり交付する。なお、入札説明書は、県のホームページ等にも掲載する。

### ア 交付期間

この公告の日から平成19年11月26日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までをいう。以下同じ。）

### イ 交付場所

第6. 6に掲げる事務局とする。

### ウ 交付方法

無料配布

(3) 入札説明書等に関する説明会及び質問・意見の受付等について

以下の手順で入札説明書等に関する質問等の受付を行う。

ア 入札説明書等に関する説明会

開催日時：平成 19 年 10 月 5 日（金）14 時から

開催場所：愛媛県立中央病院講堂

参加者等：本事業への参画を希望する事業者。ただし、1 社につき 3 名までとする。

参加希望者は平成 19 年 10 月 4 日（木）12 時までに入札説明書別添資料 3「様式集」（様式 1）に従い記入し、第 6. 6 に掲げる事務局に事前申し込みを行うこと。申し込み方法については、イ（ウ）に示す提出方法によるものとするが、郵送の場合におけるフロッピーあるいは CD-R OM の提出は不要である。

その他：説明会では、入札説明書等の配布は行わないため、参加者は県のホームページからダウンロードする等各自持参すること。

イ 入札説明書等に関する質問・意見の受付

(ア) 質問等の方法

質問・意見の内容を分かり易く簡潔にまとめ、入札説明書別添資料 3「様式集」（様式 2）に従い記入し、提出すること。なお、第 2 回の質問等は、参加要件の確認を受けた応募者等の代表企業より提出すること。

(イ) 受付期間

a 第 1 回

平成 19 年 10 月 5 日（金）から同月 19 日（金）までの執務時間中

b 第 2 回

平成 20 年 2 月 4 日（月）から同月 8 日（金）までの執務時間中

c 第 3 回

平成 20 年 5 月 7 日（水）から同月 9 日（金）までの執務時間中

(ウ) 提出方法

電子メール又は郵送で下記宛に提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は送信者の責任において行うこと。また、郵送の場合は、印刷物を添付した上で、フロッピーあるいは CD-R OM にて提出することとし、受付期間最終日の 17 時 30 分必着とする。

(エ) 提出先

第 6. 6 に掲げる事務局とする。

(オ) 入札説明書等に関する質問等に対する回答

a 第1回

提出された質問に対する回答については、質問者を特定できないようにした上で、質問者のノウハウに関する判断される質問を除き、県のホームページで公表する。

○ 公表時期：平成19年11月22日（木）

なお、質問者のノウハウに関する判断される質問（予定している応募者等内での利益相反の具体的な取扱いに関して、県の意見を求める旨の質問を含む。）に対する回答は、別途、上記の公表時期に関らず、適宜当該質問者に対して通知する。

また、提出された意見に対する回答は、原則として行わない。

b 第2回及び第3回

提出された質問に対する回答については、質問者（応募者名）を特定できないようにした上で、参加要件の確認を受けた応募者の代表企業に対して、電子メールにより通知する。

○ 第2回質問に対する通知時期：平成20年3月28日（金）

○ 第3回質問に対する通知時期：平成20年5月30日（金）

なお、通知する回答には、質問者のノウハウに関する判断される質問を除き、すべての質問者からの質問に対する回答が含まれるものとし、ノウハウに関する質問に対する回答は、別途、上記の通知時期に関らず、適宜当該質問者に対してのみ通知する。

また、提出された意見に対する回答は、原則として行わない。

(カ) 留意事項

応募者は、入札時において3（9）アに示す入札提出書類を提出し、自らの提案内容が要求水準を満足しているか否かについての基礎審査を受けなければならない。一方、県は、一部の要求水準が明瞭化し難いものであるため、応募者が入札提出書類を作成する際に、要求水準を満足するか否かについて、自らでは判断し難い事項が含まれているものと認識している。

以上を踏まえ、応募者は、上記に該当すると県が考える以下の3つの事項について、質問等（第2回及び第3回）における前述の「ノウハウに関する質問」として、任意の様式（図面等を含む。）で質問することができる。なお、当該質問時の内容は、入札提出書類の内容を拘束するものではなく、また、その内容は、審査に一切影響するものではない。

- ・施設の重要動線計画に係る水準について
- ・施設の配置計画に係る水準について
- ・諸室の面積に係る水準について

当該質問に対する県の意見は、応募者が提案しようとしている内容が要求水準

を満足する水準に達しうるものであるかについて、現時点での考えを示すものである。なお、質問された内容が、要求水準を満足する見込みがない、又はその可能性が懸念されると判断された応募者については、その理由を付記した意見とする。

#### (4) 参加要件の確認等

##### ア 参加要件確認書類の受付等

応募者は、以下の手順で、一般競争入札参加要件確認申請書をはじめとした参加要件の確認に必要な書類（以下「参加要件確認書類」という。）を県に提出し、確認を受けること。

##### (ア) 受付期間

平成 19 年 11 月 22 日（木）から同月 26 日（月）までの執務時間中

##### (イ) 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

##### (ウ) 提出先

第 6. 6 に掲げる事務局とする。

##### イ 参加要件確認書類の構成等

参加要件確認書類の構成（部数を含む）及び作成要領等については、入札説明書別添資料 3「様式集（様式 3 から様式 13 まで）」を参照のこと。

##### ウ 参加要件の確認方法

参加要件の確認は、入札説明書別添資料 2「落札者決定基準」に基づき、応募者等が 2（3）に規定する参加要件を満たしているか否かを確認する。

なお、当該確認は、原則として書面によるものとする。

##### エ 参加要件確認結果の通知

参加要件確認の結果は、参加要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、平成 19 年 12 月 6 日（木）までに、書面により通知する。

なお、本入札に参加する要件がないとされた者に対しては、その理由を付して通知する。

##### オ 入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明

(ア) 入札に参加する要件がないとされた者は、その理由について、愛媛県公営企業管理者に対して説明を求めることができる。

(イ) (ア) の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、平成 19 年 12 月 17 日（月）までの執務時間中に第 6. 6 に掲げる場所に持参して提出すること。

郵送、電報及び伝送による書面は受け付けない。

(ウ) (イ)に対する回答は、平成20年1月7日(月)までに、書面により行う。

## (5) 個別現場説明会の実施

### ア 目的

県は、参加要件の確認を受けた応募者等に、当病院の現状及び特徴等をより深く理解してもらうために、希望する応募者等ごとに、個別に現場説明会を行う。

### イ 個別現場説明会参加申請書等の提出

#### (ア) 提出書類

- a 個別現場説明会参加申請書(入札説明書別添資料3「様式集(様式14)」)  
個別現場説明会への参加を希望する旨(希望日程等を含む)の申請書
- b 説明希望現場に関する申請書(入札説明書別添資料3「様式集(様式15)」)  
説明を希望する現場に関する申請書

#### (イ) 受付日

平成19年11月22日(木)から同月26日(月)までの執務時間中  
※参加要件確認書類とあわせて提出すること。

#### (ウ) 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

#### (エ) 提出先

第6.6に掲げる事務局とする。

### ウ その他の実施要領等の交付

その他、当日の詳細な実施要領等については、個別現場説明会参加申請書等を受付けた際に、交付する。

### エ 個別現場説明会の実施予定期間

平成19年12月10日(月)から同月14日(金)まで

### オ 開催日時の通知

個別現場説明会参加申請書等を提出した応募者の代表企業に対して、原則として実施予定期間内における開催日時を以下の日程で通知する。なお、希望日程に沿わないこともあるため、留意すること。

- 通知日：平成19年11月27日(火)

## (6) 対話の実施

### ア 目的

本事業は、極めて専門性が高く多岐にわたる運營業務により成り立つ病院事業であることから、「P F Iにおける今後の入札契約制度の在り方に関する調査について」(内閣府民間資金等活用事業推進室平成18年11月10日)、「P F I事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」(平成18年11月24日付け総行地第145号各都道府県・各指定都市P F I・契約担当部局あて総務省自治行政局地域振興課長通知)に添付された「P F I事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」(平成18年11月22日付け民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)等の趣旨を踏まえ、応募者間での公平性・透明性の確保に十分留意した上で、応募者との対面による対話(以下「対話」という。)の場を設けることとする。この対話は、十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、県の意図を理解し、落札者決定後の調整等を最小限に抑えることを目的としている。

### イ 対話参加申請書等の提出

参加要件の確認を受けた応募者は、その後に実施される対話に参加することができることから、希望者は、以下の手順に基づき、対話参加申請書等を提出すること。各書類の詳細は、入札説明書別添資料3「様式集(様式16から様式18まで)」を参照のこと。

#### (ア) 第1回

##### a 提出書類

###### (a) 対話参加申請書(第1回)

対話への参加を希望する旨(希望日程等を含む)の申請書

###### (b) 対話に関する誓約書

応募者間での公平性・透明性を確保した上で、有益な対話を円滑に行うために必要な事項として、後日、応募者に対して通知される実施要領等の内容を遵守する旨の誓約書

###### (c) 議題内容等申請書(第1回)

当日に議題として取り上げることを望む内容に関する申請書

##### b 受付期間

平成19年11月22日(木)から同月26日(月)までの執務時間中

※参加要件確認書類とあわせて提出すること。

##### c 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

- d 提出先  
第6. 6に掲げる事務局とする。

(イ) 第2回

- a 提出書類
  - (a) 対話参加申請書(第2回)  
対話への参加を希望する旨(希望日程等を含む)の申請書
  - (b) 議題内容等申請書(第2回)  
当日に議題として取り上げることを望む内容に関する申請書

- b 受付期間  
平成20年2月12日(火)から同月14日(木)までの執務時間中

- c 提出方法  
電子メール又は郵送で下記宛に提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、その着信確認は送信者の責任において行うこと。また、郵送の場合は、印刷物を添付した上で、フロッピーあるいはCD-ROMにて提出することとし、受付期間最終日の17時30分必着とする。

- d 提出先  
第6. 6に掲げる事務局とする。

(ウ) 第3回

- a 提出書類  
第2回に同じ

- b 受付期間  
平成20年4月7日(月)から同月9日(水)までの執務時間中

- c 提出方法  
第2回に同じ

- d 提出先  
第2回に同じ

ウ 対話の実施予定期間

- (ア) 第1回  
平成20年1月15日(火)から同月18日(金)まで

(イ) 第2回  
平成20年3月3日(月)から同月7日(金)まで

(ウ) 第3回  
平成20年4月21日(月)から同月25日(金)まで

エ 開催日時の通知

(ア) 第1回

対話参加申請書(第1回)等を提出した応募者の代表企業に対して、原則として実施予定期間内における開催日時を以下の日程で通知する。なお、希望日程に沿わないこともあるため、留意すること。

○ 通知日：平成19年11月27日(火)

(イ) 第2回及び第3回

対話参加申請書(第2回及び第3回)等を提出した応募者の代表企業に対して、原則として実施予定期間内における開催日時を以下の日程で通知する。なお、希望日程に沿わないこともあるため、留意すること。

○ 第2回に関する通知日：平成20年2月15日(金)

○ 第3回に関する通知日：平成20年4月10日(木)

オ 資料等の持込み

対面・口頭による対話を原則とする。ただし、相互の意思疎通を円滑に図るために必要がある場合は、応募者が自ら対話の場に図面、資料等を提示することは可能とする。

カ その他の実施要領等の交付

その他、各回における対話に関する詳細な実施要領等については、対話参加申請書(第1回)等を受付けた際に、交付する。

(7) 参加要件者等との守秘義務誓約

ア 守秘義務誓約

本案件への参加要件の確認を受けた応募者等であって、「守秘義務の遵守に関する誓約書(以下「守秘義務誓約書」という。)」を以下の手順に従い県に提出した者(以下「参加要件者」という。)は、守秘義務の対象となる資料(以下「守秘義務対象資料」という。)を県から受け取ることができる。

なお、応募者等に含まれない、その他の協力企業においても、守秘義務誓約書に当該企業名をはじめとした必要事項が記載され、県に提出される限りにおいて、守秘義務対象資料を活用することができるものとする(当該協力企業について、以下「確認協力企業」といい、参加要件者と確認協力企業を総称して「参加要件者等」という。)。詳細は、入札説明書別添資料3「様式集(様式19)」を参照のこと。

(ア) 受付期間

平成19年11月22日（木）から同月26日（月）の執務時間中

※参加要件確認書類とあわせて提出すること。

(イ) 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

(ウ) 提出先

第6.6に掲げる事務局とする。

(エ) 守秘義務対象資料の受渡しについて

守秘義務対象資料の内容等のほか、その受渡し期間及び受渡し場所等については、守秘義務誓約書を提出した応募者の代表企業に対して、別途通知するものとする。

イ 守秘義務誓約書を提出していない協力企業に対する資料の開示

守秘義務対象資料は、参加要件者等に対してのみ開示できるものとする。

やむを得ない事情により、守秘義務誓約書を提出していない協力企業が、守秘義務対象資料を活用する必要がある場合、ア（ア）に示す受付期間以降においても、応募者の代表企業が、当該協力企業に関する守秘義務誓約書を県に提出した場合には、当該協力企業は守秘義務対象資料を活用することができるものとする。

なお、確認協力企業は、その協力する参加要件者が2（3）に示す参加要件を喪失した場合、ただちに確認協力企業としての地位を喪失し、以降、守秘義務対象資料を活用できないものとする。

(8) 入札の辞退

参加要件確認結果通知書の送付を受けた応募者は、(9)キに示す開札までの間、入札辞退届を県に持参、郵送により提出することで、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の詳細については、入札説明書別添資料3「様式集」を参照のこと。

なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

(9) 入札手続き

ア 入札提出書類の提出

応募者の代表企業は、以下の手順に従い、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した提案書類（以下「入札提出書類」という。）を県に提出する。

(ア) 受付期間

・持参：平成20年6月30日（月）8時30分から10時まで

- ・ 郵送：平成 20 年 6 月 23 日（月）から同月 27 日（金）までの執務時間中

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電報及び電送による提出は認めない。なお、郵送の場合は、6 月 27 日（金）17 時 30 分必着とする。

(ウ) 提出先

- ・ 持参：愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館 2 階）
- ・ 郵送：第 6. 6 に掲げる事務局とする。

イ 入札提出書類について

入札提出書類の構成（部数を含む）及び作成要領等については、入札説明書別添資料 3「様式集」を参照のこと。

ウ 入札提出書類の取扱い

(ア) 著作権

入札提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとし、県に帰属しないが、公表、展示、その他県が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合には、県は、これを無償で使用できるものとする。また、入札提出書類については、返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理、運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

エ 県からの提示資料の取扱い

県が公表等により提示する資料は、本事業への応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

## オ 入札に当たっての留意事項

- (ア) 入札書（入札説明書別添資料3「様式集」参照）は、直接提出する場合には、任意の封筒に入れ密封し、封筒の表には、必ず「宛名（愛媛県）」、「応募者名」及び「愛媛県立中央病院整備運営事業に係る入札書在中」の旨を朱書きで記載すること。郵送で提出する場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の表に「応募者名」を朱書きし、外封筒には直接提出する場合と同様に宛名等を記載すること。
- (イ) 入札書に記載される入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とする。
- (ウ) 上記のほか、入札金額の算出条件として、別紙3を参照のこと。
- (エ) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (オ) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (カ) 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- (キ) 入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。応募者がグループの場合は、代表企業の代表者のみ参加できるものとする。なお、代理人の場合には、委任状（代理人）（入札説明書別添資料3「様式集」参照）を併せて持参すること。
- (ク) 応募者がいないとき又は1人であるときは、入札を中止するものとする。
- (ケ) 入札にあたっては、「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- (コ) 応募者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、落札者の決定前に他の応募者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- (サ) 応募者は、2つ以上の提案を行うことはできない。
- (シ) 入札提出書類の提出後、その変更、差し替え、再提出または撤回することは認めない。ただし、当該規定は入札提出書類の審査の過程において、県が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。
- (ス) 応募者は、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### カ 入札金額の内訳書の提出

入札書の提出に際し、入札書に記載される金額に対応した内訳書の提出を求めているので、郵送による入札の場合は、当該内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて提出すること。内訳書の様式等については、入札説明書別添資料 3「様式集」を参照のこと。

#### キ 開札

(ア) 日時 平成 20 年 6 月 30 日 (月) 15 時

(イ) 場所 愛媛県公営企業管理局会議室 (愛媛県庁第二別館 2 階)

(ウ) 開札に当たっての留意事項

- a 開札は、代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、代表企業の代表者又はその代理人が立ち合わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- b 開札会場には、代表企業の代表者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び a の立会職員以外の者は入場することができない。
- c 代表企業の代表者又はその代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場することができない。
- d 代表企業の代表者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札執行事務に関係のある職員に本入札における参加要件確認結果の通知の写しを提出し、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- e 代表企業の代表者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札会場を退場することはできない。
- f 開札をした場合において、入札金額が予定価格の範囲に達した入札がないときにおいても、再度の入札は行わない。
- g 開札においては入札金額の公表は行わない。入札金額が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。

#### ク 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

(ア) 入札に参加する資格がない者がした入札

(イ) 一般競争入札参加要件確認申請書その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札

(ウ) 代理権限のない者のした入札

(エ) 郵便により入札提出書類を提出する場合において、その送付された入札提出書類が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの

(オ) 入札提出書類の記載事項が不明なもの又は入札提出書類に記名若しくは押印のないもの

- (カ) 入札提出書類が不足しているもの
- (キ) 同一の応募者が2通以上の入札書を提出したもの
- (ク) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (ケ) 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- (コ) 納付した入札保証金の額が4(2)により通知した金額に達しない場合の当該入札
- (サ) 「私的独占私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札
- (シ) 予定価格を超える金額で入札したもの
- (ス) その他入札に関する条件に違反したとき

(10) 予定価格

予定価格※ <sup>1</sup>	参考内訳※ <sup>2</sup>	
191,200,000 千円	施設整備業務費相当額※ <sup>3</sup>	27,000,000 千円
	医療機器等及び一般備品初期調達費相当額※ <sup>3</sup>	5,200,000 千円
	その他統括マネジメント業務費、調達関連業務費及び運営費相当額等※ <sup>4</sup>	159,000,000 千円

※1 予定価格及び参考内訳の金額には消費税及び地方消費税を含む。

※2 予定価格の内訳を示すが、応募者の入札金額の内訳を拘束するものではない。

※3 この部分のサービスの対価の支払いの原資は、主に起債によることを予定している。

※4 施設整備業務費相当額の一部を割賦支払いすることに伴い発生する割賦利息も含む。

4 応募に際しての留意事項

(1) 費用負担

応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規定(昭和46年愛媛県公営企業管理規定第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

なお、入札保証金については、入札参加要件の確認後に、愛媛県会計規則第 137 条の規定に該当するかどうかにより判断し、参加要件の確認結果とあわせて通知することを予定している。

## 5 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査及び選定に関する基本的考え方

審査は、基礎審査と加点審査を実施する。詳細は、入札説明書別添資料 2 「落札者決定基準」を参照のこと。

### (2) 審査委員会の設置

事業者選定に際しては、学識経験者等の外部委員と県職員により構成される「愛媛県立中央病院整備検討委員会」と同委員会に「PFI 事業者選定部会」（以下これらを総称して「審査委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。

なお、審査委員会を構成する委員の氏名は平成 19 年 8 月 2 日に県のホームページにより公表済みである。

### (3) ヒアリングについて

県は、提案内容の詳細の確認等を目的として、応募者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。ヒアリング実施の有無、日時及び方法等については、別途、基礎審査を通過した応募者の代表企業に対して通知する。

### (4) 審査及び選定結果及び公表方法

審査委員会における審査及び選定の概要については、県のホームページ等により公表する。

### (5) 落札者の決定結果の公表方法

落札者の決定を行った場合には、県は、その結果について速やかに応募者の代表企業に対して通知するとともに県のホームページ等により公表する。

## 第 4 本事業における契約の基本的な考え方

### 1 事業契約に関する基本的な考え方

#### (1) 基本協定の締結

県は、落札者との間で、事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。詳細は、入札説明書別添資料 4 「基本協定書（案）」を参照のこと。なお、落札者は、落札者決定後 5 日以内（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 1 月 1 日から 3 日まで及び 12 月 29 日から 31 日までの日は含まない。）に、県を相手方として、基本協定を締結しなければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由

があるときは、書面により契約締結日の延期を求めることができる。

## (2) 特別目的会社の設立

落札者は、県との事業契約の締結までの間に、本事業を実施するSPCとして、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立する。落札者のうち、SPCに出資する者（以下「構成員」という。）は、SPCの議決権株式の全てを保有するものとする。また、代表企業の議決権保有割合は、構成員中最大とし、県の承諾がある場合を除き、事業期間にわたりこれを維持すること。その他、詳細は入札説明書別添資料4「基本協定書（案）」を参照のこと。

なお、SPCの本店所在地は愛媛県内とすること。

## (3) 事業契約の締結

県は、基本協定の規定に基づき、SPCと事業契約を締結するものとする。以下に定める事項のほか、詳細は、入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」を参照のこと。

ア 落札者としての決定を受けた以降、事業契約締結までに係るSPC側の弁護士費用、印紙代などは、SPC側の負担とする。

イ SPCが事業契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で加点審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

## 2 契約保証金

契約保証金の取扱いは、入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」第5条の規定に基づくものとする。

## 3 金融機関との直接協定の締結

県は、本事業の安定的な継続を図るため、SPCに本事業に係る資金を融資する金融機関との間で直接協定を締結することができる。

# 第5 本事業に関する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

## 1 法制上及び税制上の措置

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

## 2 財政上及び金融上の支援

(1) 本事業は、補助金の交付の対象となる可能性がある事業であり、補助金が県に交付される場合には、これをSPCに対するサービス対価の支払いに充当する。県とSPCは、ともに当該補助金を受けることができるよう努め、交付が決定した場合には、協力、連帯して申請手続き等を行うものとする。

(2) SPCは、本事業に適用が可能で、事業者が申請し、交付を受けることができる補助金があるかを調査し、これに該当する補助金があることが判明した場合は、当該補助金を受けることができるよう努めるものとする。また、県は、これに対し、必要に応じて協力を行う。

なお、交付の可能性がある場合は、県とSPCは、本事業に係る費用への充当方法等について協議する。

(3) SPCは、国等において講じられている融資制度等の金融上の支援が適用されるよう努力し、これらの支援が適用される可能性がある場合は、これを県によるSPCへの支払いの一部に充当すべく、県と協議する。また、県はSPCが当該支援を受けることができるよう努める。

なお、現時点で想定される金融上の支援には、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資の対象事業となる可能性がある。この場合、事業者は、当該融資を利用することを前提に提案を行うことは可能であるが、県は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

(4) 県は、本事業において、SPCに対する補助、出資、債務保証等の支援は行わない。

## 3 その他の支援

県は、本事業の実施に必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力を行う。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、県とSPCは対応策を協議する。

## 第6 その他本事業の実施に関する事項

### 1 落札者に対する「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱」及び「愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」の適用

落札者が、参加要件確認期間中に「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱」又は「愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱」に基づく入札参加資格停止を受けていた場合は、各要綱に基づき別途措置が講じられることがある。

### 2 県の競争入札参加資格に関する問い合わせ先

#### (1) 設計業務、工事業務及び工事監理業務に係る資格に関する問い合わせ

愛媛県土木部管理局土木管理課：089-912-2643

#### (2) (1) 以外の業務に係る資格に関する問い合わせ

愛媛県総務部管理局総務管理課：089-912-2156

### 3 応募者を構成する法人の名称の公表

県は、入札提出書類の提出を受けた時点で、応募者等を構成する法人の名称を公表することができるものとする。

### 4 本事業に係る情報の提供方法

審査の結果その他本事業に係る情報の提供は、適宜、県ホームページ等を通じて行う。

### 5 本事業の入札に関する苦情の申立て

本入札における参加要件の確認その他の手続きに関しては、「特定調達に係る苦情処理手続要綱」(平成8年4月愛媛県告示第2号)により、愛媛県特定調達苦情検討委員会(連絡先：愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係、TEL：089-912-2156)に対して苦情を申し立てることができる。

### 6 本事業の事務局及び問い合わせ先

本事業の事務局は、以下のとおりである。

愛媛県公営企業管理局県立病院課施設整備係

所在地：〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

TEL：(直通) 089-912-2992 / (代表) 089-941-2111 内線 2992

FAX：089-947-6007

電子メールアドレス：epch-pfi@eph.pref.ehime.jp

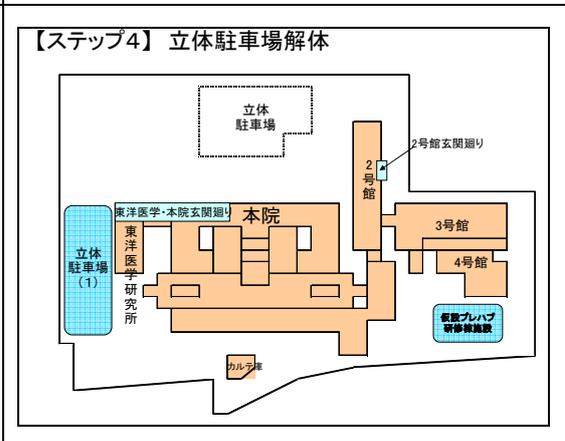
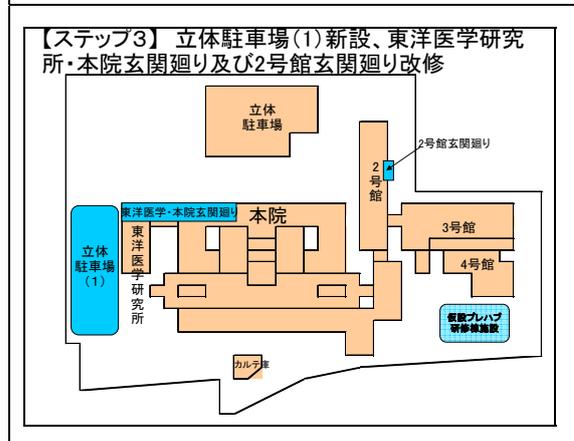
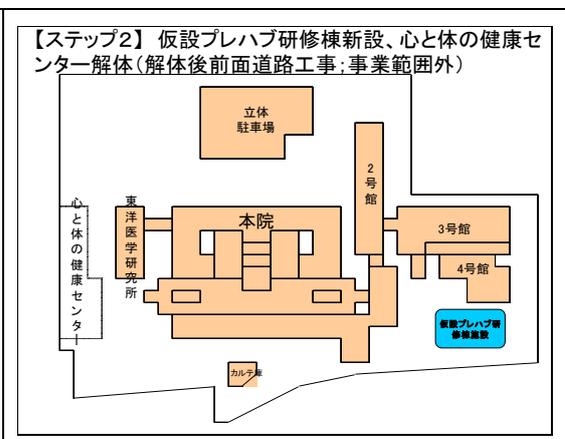
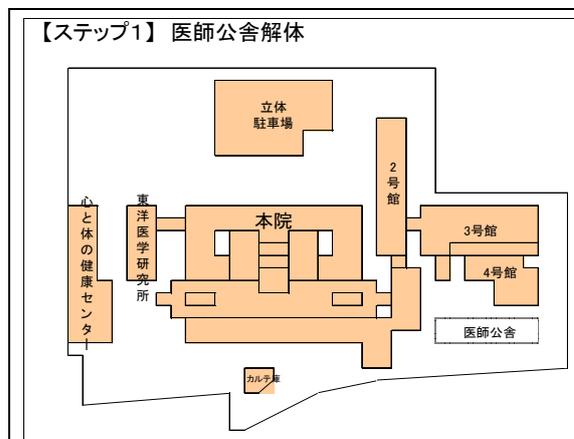
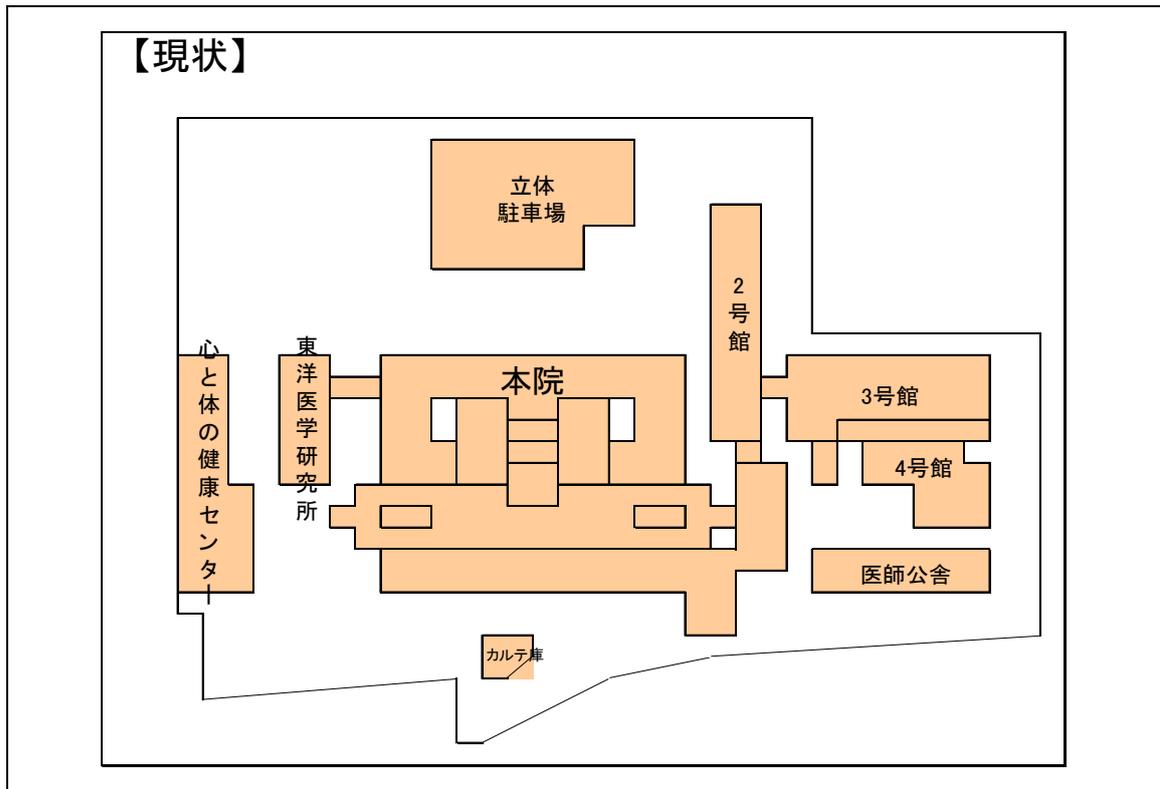
ホームページアドレス：[http://www.eph.pref.ehime.jp/pfi/pfi\\_index.htm](http://www.eph.pref.ehime.jp/pfi/pfi_index.htm)

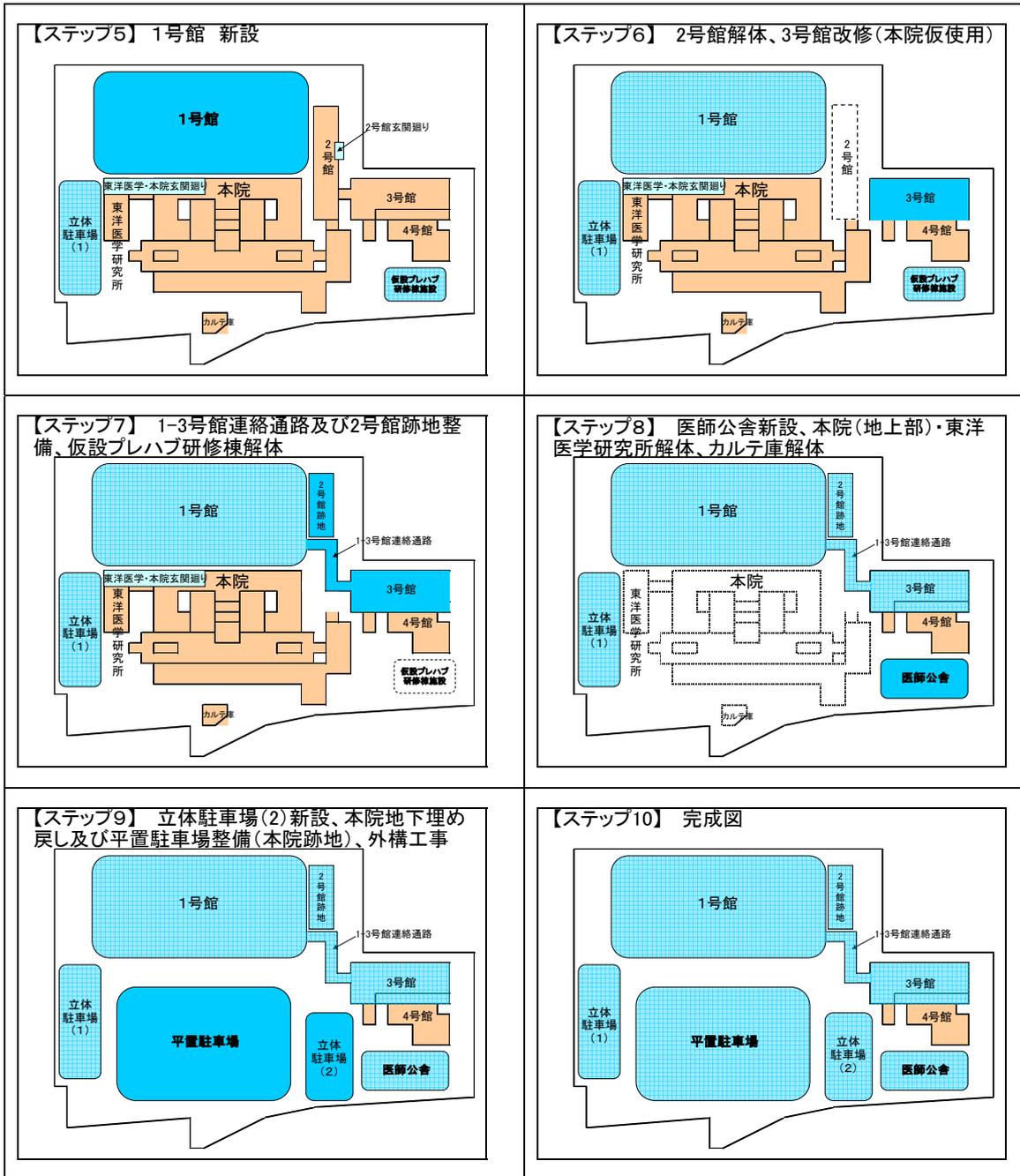
別紙1 (第2. 5 (1) 関係)

事業実施場所



建替え手順のイメージ





※あくまでも建替えの一つのイメージであり、施設形状、面積、配置、建替え手順等を制限するものではない。

### 別紙3（第3.3（9）関係）

#### 入札金額の算定条件

応募者は、別途様式集及び事業契約書（案）に規定する事項のほか、以下の条件を踏まえ、入札金額を算定すること。

- ・ 入札金額算定に用いる基準金利は、「1.809%」とすること。
- ・ 事業期間中の基準金利の見直しについては、金利の変動がないものとして、上記基準金利を事業期間にわたって適用すること。
- ・ 上記基準金利に事業者提案のスプレッド（%）を加えた値を割賦金利とすること。なお、スプレッドは事業期間にわたって固定とすること。
- ・ 補助金は交付されないものとして計算すること。
- ・ 不動産取得税は課税されないものとして計算すること。
- ・ 登録免許税は課税されないものとして計算すること。